

富山県PTA連合会 会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条

本会は、富山県PTA連合会(以下「本会」という)と称し、事務局を富山県教育文化会館内におく。

(目的)

第2条

本会は児童及び生徒の健全な育成をはかり、PTA活動の発展を推進することを目的とする。

(事業)

第3条

本会は、前条目的達成のため、厳正中立と自主性を堅持し、県内PTA相互の密接な連携協調をはかるため、次の事業を行う。

- (1)学校、家庭及び地域社会における教育振興に関する事業
- (2)児童及び生徒の校外における生活指導に関する事業
- (3)教育環境の改善や充実に関する事業
- (4)会員の研修並びに広報発行に関する事業
- (5)教育機関、社会教育団体等との連携及び協力に関する事業
- (6)その他、本会の目的達成に必要な事業

第2章 組織及び役員

(組織)

第4条

本会は、本会の趣旨に賛同する県内の小中学校単位PTAによって構成される地区PTA協議会(連合会)をもって組織する連合体とする。

2. 本会は、その目的を同じくする公益社団法人日本PTA全国協議会ならびに日本PTA東海北陸ブロック協議会へ加入する。

(役員)

第5条

本会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|----------------------|
| (1)会長 | 1名 |
| (2)副会長 | 10名程度(県小・中学校長会代表を含む) |
| (3)委員長 | 6名程度 |
| (4)運営専務 | 若干名 |
| (5)会計専務 | 若干名 |
| (6)監事 | 若干名 |

第6条

役員は理事会において選出し、総会の承認を受ける。

2. 上記の他、理事会の承認を経て会長が委嘱した役員を加えることができる。

3. 役員の任期は1か年とする。ただし、再任を妨げない。役員に欠員が生じた時は、その選出地区PTA協議会(連合会)より推薦のあった者の解任、及び後任者は、理事会で承認が得られれば、総会で承認したものとみなす。ただし補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4. 役員は、その任期が終了しても後任者の就任までその職務を行う。

第7条

役員の任務は次のとおりとする。なお詳細は役員選考規定で定める。

- (1)会長は本会を代表し、業務を執行する。
- (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (3)委員長は各種担当事業の立案及び実施を担当する。
- (4)運営専務は会務を担当する。
- (5)会計専務は経理責任者として会計事務を担当する。
- (6)監事は業務の執行及び会計の状況を監査するほか、本会の諸会議にて意見を述べるができる。
- (7)役員は会長の招集によって役員会を構成し、会務を執行する。

第3章 総会

(総会)

第8条

総会は、本会の最高決議機関であって、次の事項を定める。総会は、役員及び代議員をもって構成し審議決定する。

- (1)事業報告及び決算の承認
- (2)事業計画及び予算の承認
- (3)役員の承認
- (4)会則の改正
- (5)会費の改定
- (6)その他、本会の運営に関する重要な事項

第9条

総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は6月に開催し、臨時総会は、会長もしくは理事会が必要と認めた場合に開催することができる。
3. 代議員は単位PTA代表1名とし、議決権数は各単位PTA1個とする。
4. 総会の議長は会長が指名した代議員がこれにあたる。
5. 総会は、代議員の2分の1以上の出席(委任状含む)をもって成立し、その議事は出席代議員の過半数をもって決する。

第4章 理事会

(理事会)

第10条

理事会は、総会に次ぐ決議機関で必要な提案事項を審議する。理事会は、役員及び理事をもって構成し次の事項を審議決定する。

- (1)総会付議事項
- (2)臨時総会の招集
- (3)特別委員会の新設
- (4)顧問、参与、アドバイザーの承認
- (5)諸規定の改正
- (6)その他本会の運営に関する事項

第11条

理事会は、原則5月・11月・2月の年3回開催する。また、会長が必要と認めた場合に開催することができる。

2. 理事会は、理事の2分の1以上の出席(委任状含む)をもって成立し、その議事は、議決権を有する出席理事の過半数をもって決する。

第12条

理事の選出については、地区協議会(連合会)及び小中学校長会より選出する。なお詳細は理事選出規定で定める。

第5章 役員会

(役員会)

第13条

役員会は必要に応じ開催し、本会の運営にあたる。

第14条

役員会の活動について役員会規定で定める。

第6章 委員会

(委員会)

第15条

本会には、目的達成のために委員会をおくことができる。

2. 必要のあるときは、理事会の承認により特別委員会を設けることができる。

第16条

委員会の活動については、委員会規定で定める。

第17条

委員の選出は、委員選出規定で定める。

第7章 その他の会議

(その他の会議)

第18条

本会の会長は会則が定める会議のほか、必要に応じて会議を招集することができる。なお、会長が必要と認める会議には、有識者の出席を要請することができる。

2. その他の会議については、会議規定で定める。

第8章 顧問・参与・アドバイザー

(顧問・参与)

第19条

本会の運営について諮問するため、顧問及び参与をおくことができる。

2. 顧問及び参与の設置については理事会に諮り、会長がこれを委嘱する。

3. 顧問及び参与の選出については、顧問・参与・アドバイザー規定で定める。

(アドバイザー)

第20条

本会の事業の推進及び地区協議会(連合会)、単位PTAの要請に応じ指導助言を得るため、アドバイザーをおくことができる。

2. アドバイザーの設置については、理事会に諮り会長がこれを委嘱する。

3. アドバイザーの選出については、顧問・参与・アドバイザー選出規定で定める。

第9章 事務局

(事務局)

第21条

本会に事務局を設置する。事務局に事務局長及び事務局員をおくことができる。

2. 事務局長は、会長が委嘱する。

3. 事務局長は会長の指示により、本会の運営に必要な会務の事務的な処理企画及び会計事務を行うとともに、会長が委嘱する事務局員の指導にあたる。

4. 事務局長は、諸会議に出席し意見を述べるることができる。

第22条

本会と地区協議会(連合会)相互の連絡調整をはかるため、必要に応じ地区協議会(連合会)事務担当者による連絡会議を開催する

第10章 経理

(経理)

第23条

本会の会計については会計規則に準拠した運営を行い、その予算及び決算は理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。なお詳細は会計規則で定める。

2. 本会の経理は、会費、寄付金、その他の収入によってこれに充てる。

3. 会費は、会員数割会費及び必要により均等割会費とする。

第24条

会員数割会費及び均等割会費の納入方法等は、別途会費規定で定める。

第25条

本会の会計は、一般会計のほか、特別会計、基金会計を設けることができる。

2. 特別会計、基金会計は、理事会の承認を得る。

第26条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 その他

(その他)

第27条

PTAの振興発展に尽した功績顕著な個人及びその活動が模範となるPTA(団体)を総会において表彰する。

2. 表彰基準は、表彰規定で定める。

第28条

役員・事務局長・局員の慶弔にあたり、慶弔の意を表すものとして、慶弔規定で定める。

第29条

本会の次の事項は、会則で定めるものを除いて規定でこれを定め、理事会の承認を得て変更する。

- (1)役員選考規定
- (2)顧問参与アドバイザー選出規定
- (3)理事選出規定
- (4)役員会規定
- (5)委員会規定
- (6)委員選出規定
- (7)会議規定
- (8)会費規定
- (9)表彰規定
- (10)旅費規定
- (11)慶弔規定
- (12)会計規則
- (13)その他会則の実施に必要な規定

第12章 補則

(補則)

第30条

本会則に定めない事項については、理事会において決議するものとする。

附則

この会則は旧会則を全面改正し、平成26年6月7日から施行する。

平成29年6月3日 会則 第2章 組織及び役員 第4条 組織 の一部改正